

松江市監査委員告示 6号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 24 年 3 月 23 日付け松江市監査委員告示第 1 号で公表した随時監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 24 年 6 月 4 日

松江市監査委員 小松原 操

松江市監査委員 児玉 泰州

松江市監査委員 加藤 富章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 土木工事</p> <p>(1) 設計材料単価の選定について</p> <p>○尾原受水関連事業 本郷配水池築造工事</p> <p>当工事の配水池設計材料単価の決定については、県制定の単価及び物価資料に掲載がないことから、見積り徴収金額の最低値としていた。</p> <p>配水池の設計材料単価は、1 材料見積単価が 10 万円以上であり、使用数量を乗じた工事金額が 100 万円以上であることから、特別資材調査を実施し、より適正な設計材料単価を選定することが望ましい。</p> <p>(水道局建設課)</p> <p>(2) 積算基準書の選定について</p> <p>○八雲町日吉管渠更生工事</p> <p>当工事の工事諸経費算定については、県制定の建設工事積算基準に基づき算出したものであった。</p> <p>更生工事の諸経費算定に当たっては、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が制定した維持管理積算資料を選定し、材料費の割合により諸経費を低減する等の適正な積算を行うことが望ましい。</p> <p>(下水道工務課)</p>	<p>(1) 今後、設計資材単価の選定にあたっては、島根県の「建設工事積算基準」に基づき、県が定めた単価及び物価資料に掲載がない場合で、見積単価×使用数量が 100 万円以上かつ 1 材料見積単価が 10 万円以上に該当する場合は、特別資材調査により単価を決定することとします。</p> <p>(2) ご指摘頂きましたことにつきましては、島根県及び近隣市町村の状況を調査し、適正な執行方法を検討します。</p>

<p>2 建築工事</p> <p>(1) 設計図の不備について</p> <p>○尾原受水関連事業 古志浄水場受水施設電気通信工事</p> <p>当工事の設計はコンサルタントに外注したものであるが、設計に必要なピットの詳細図面が記載されていない不備箇所があり、設計図納入時の審査に留意されたい。</p> <p>(水道局建設課)</p> <p>○平成22年度市営竹崎アパート1号棟外壁改修工事</p> <p>工事費の積算に際し、「参考数量」を設計図面に添付し、数量積算に必要な図面の添付を省略しているものがあつた。</p> <p>「参考数量」は参考に示したものであり、受注側においても数量算定が行えるよう図面等の関係資料は提供することが望ましい。</p> <p>(建築課)</p>	<p>コンサルタントに設計を外注した際には、設計・積算に必要な詳細図面の確認等、設計図納入時の審査を徹底します。</p> <p>数量算定が行える寸法を明記した図面を添付することと致しました。(平成23年度発注分から実施済み)</p>
--	--